

平成21年度 第3回

村長記者会見資料

平成21年12月18日

東海村

平成21年度 第3回 村長記者会見案件

NO.	課名	案件名	ページ
1	自治推進課	地区(小学校区)自治会制度の導入について	1~2
2	原子力対策課	原子力総合防災訓練について	3~6
3	保健年金課	不妊治療費の助成について	7
4	農業支援センター	とうかい安全安心農産物認証事業について	8
5	農業委員会	農業委員定数削減について	9
6	都市政策課	東海村緑の基本計画について	10~11
7	学校教育課	東海村教育指導員の導入について	12~13
8	消防課	東海村消防出初式について	14
9	社会教育課	東海村成人の集い開催について	15
10	社会教育課	東海村新春マラソン大会開催について	16
11	総務課	定例議会(12月)議案について	17

地区（小学校区）自治会制度の導入について

1. 事業名 地区（小学校区）自治会の設立総会

2. 設立総会日時（予定）

①中丸地区自治会設立総会

平成21年12月19日（土） 13:30から

②白方地区自治会設立総会

平成22年 1月24日（日） 9:30から

③石神地区自治会設立総会

平成22年 1月24日（日） 13:00から

④村松地区自治会設立総会

平成22年 1月30日（土） 18:30から

⑤真崎地区自治会設立総会

平成22年 1月31日（日） 10:30から

⑥舟石川・船場地区自治会設立総会

平成22年 1月31日（日） 13:30から

【会場は各コミュニティセンター】

* 具体的な事業は平成22年4月から実施

3. 経緯

東海村地域活力懇話会からの提言（平成14年3月）を受けて、東海村では平成18年4月から区長制度に変わり自治会制度へと移行した。

また、その時点（平成18年4月）においては3年後の平成21年4月から地区（学区）自治会制度を導入するために体制を整備していくこととした。

実際には区自治会制度がある程度定着化したと思われる、平成20年2月に村自治会連合会内に学区自治会制度検討委員会を設置、自治推進課を交えて延べ9回に亘り委員会を開催し具体的な協議を行ってきた。

そして1年遅れとはなるが、平成22年4月から地区自治会制度の導入することを目途に自治会、関係課・機関・団体との協議・調整を進め、その結果、来年1月末までに6つの地区自治会が設立される予定である。

8. 目的と効果

地区自治会の役割として期待されている主な活動・事業

- (1) 単位自治会及び関係機関・関係団体等との意見交換や協議を行ないながら、組織の見直しや活動・事業の調整
- (2) 村のまちづくりの指針である総合計画の推進ために行なう住民と村との協働による事業
- (3) 広域（主に学区内）的な地域の課題解決の協議及び推進
- (4) 学区内やコミュニティセンターにおける各種事業の開催
- (5) 自治会への加入促進

「平成21年度原子力総合防災訓練」について

1 期 日

- 1日目 12月21日(月) 13:00~17:00
2日目 12月22日(火) 8:30~13:00

2 訓練の目的

- (1) 防災訓練を通じて、組織・体制における機能の確認、評価等を実施し、その実効性を検証する。
- (2) 災害発生時における防災関係機関相互の協力の円滑化を図る。
- (3) 原子力災害に関する意識の高揚及び知識の向上を図る。

3 訓練の基本方針

- (1) 実践的、効果的な訓練の推進と訓練の評価
- (2) 国の積極的訓練支援等
- (3) 住民の視点に立った訓練及び防災活動の推進

4 対象事業所

日本原子力発電株式会社 東海第二発電所

5 参加機関

国 : 内閣官房, 内閣府, 原子力安全委員会, 文部科学省, 経済産業省 等
地方自治体 : 茨城県, 東海村, 那珂市, ひたちなか市, 日立市, 常陸太田市
指定公共機関等 : 独立行政法人放射線医学総合研究所
独立行政法人日本原子力研究開発機構 等

※ 約120機関, 約3,100人(予定)

6 訓練想定

東海第二発電所において、定格熱出力一定運転中、原子炉冷却材浄化系が漏えいしたため、原子炉を手動停止した。その後、非常用炉心冷却設備等が作動するものの、相次ぐ設備の故障により原子炉の全ての冷却機能が喪失し、最終的に炉心の損傷により、放射性物質が外部に放出されるに至る一連の事態を想定

7 訓練の概要

1日目：初動対応に係る訓練（12月21日13:00～18:00）

日本原子力発電(株)東海第二発電所のトラブル通報の第1報から開始され、原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報・連絡・参集等に関する各種措置を行い、国の現地派遣職員等が茨城県オフサイトセンターに到着し、現地警戒本部を立ち上げ、県及び関係市町村の災害対策本部との連携を図り、防災関係者による警戒態勢を確立する訓練を行います。

2日目：緊急事態応急対策の各種措置訓練（12月22日7:30～13:00）

原子力災害対策特別措置法第15条該当事象発生からの報告から内閣総理大臣による緊急事態宣言の発出等に係る緊急事態応急対策の訓練を行います。避難・屋内退避等具体的な防護対策実施決定に係る手続きから住民避難など各種緊急事態応急対策を実施します。

8 訓練項目

(1) 国、関係自治体及び原子力事業者共通の訓練

- ① 緊急時の通信連絡、情報の収集・伝達訓練
- ② 警戒段階における緊急事態応急対策の準備のための連携活動訓練
- ③ オフサイトセンターの運営訓練

(2) 国が主体となつて行う訓練

- ① 初動・警戒段階の対応訓練
- ② 原子力緊急事態宣言等に係る訓練
- ③ 緊急事態における対応訓練
- ④ 広報訓練

(3) 関係自治体が主体となつて行う訓練

- ① 災害対策本部設置・運営訓練
- ② 茨城県原子力オフサイトセンター参集訓練（運営訓練）
- ③ 緊急時モニタリング訓練（陸上・空中・海洋）
- ④ 住民広報活動訓練
- ⑤ 住民等避難訓練、自家用車避難訓練
- ⑥ 災害時要援護者避難訓練
- ⑦ 避難所設置・運営訓練
- ⑧ 緊急被ばく医療訓練

- ⑨ 交通規制・警戒警備訓練
- ⑩ 自衛隊災害派遣訓練
- ⑪ 防災業務関係者防護対策訓練

9 防護対策区域

東海第二発電所を中心とする半径1km圏内及び風下の西南西方向を中心とした16分の3方位分、約70度の角度線の3km地点までの円弧で囲まれた範囲の区域を避難対象区域、同5km地点までの円弧で囲まれた範囲の区域を屋内退避対象区域とします。

避難対象区域：白方区、豊岡区、真崎区、宿区、川根区、村松北区、百塚区、原子力機構百塚区、押延区、豊白区、舟石川三区、原子力機構荒谷台区
屋内退避区域：須和間区、船場区、緑ヶ丘区、舟石川中丸区、石神内宿一区、舟石川一区、舟石川二区、原子力機構長堀一区、原子力機構長堀二区、フローレスタ須和間区

10 訓練の特徴

(1) 住民避難

- ① 一般住民参加による自家用車避難（約50台、約150人）
※災害時要援護者避難（車椅子、視覚障害等）
- ② 避難区域の事業所従業員による自家用車避難（約300台）
- ③ 一般住民参加によるバス避難（小学校・保育所：約80人）
- ④ 大規模集客施設（国営ひたち海浜公園）遊客者の自家用車帰還（約200台）
※高速道路（常陸那珂有料道路）利用
- ⑤ 茨城東病院入院患者の救急車避難（約4名）

(2) 緊急被ばく医療

- ① 三次被ばく医療機関（放射線医学総合研究所）への被ばく患者へり搬送
- ② 二次被ばく医療機関（県立中央病院）への被ばく患者救急車搬送

(3) 交通規制

国道245号等

(4) その他

緊急事態解除宣言後の避難住民家屋サーベイ

11 避難所

2 箇所設置

①笠松運動公園体育館 (西方向：約6 km)

・避難住民等の状況(約130人規模)

バス避難(小学校, 保育所) : 約80人

バス避難(原電従業員) : 約40人

要援護者(茨城東病院) : 約4人

②常陸那珂火力発電所体育館 (南方向：約3.5 km)

・避難住民等の状況(約450人規模)

自家用車避難(要援護者, 支援者) : 約150人

自家用車避難(事業者) : 約300人

不妊治療費助成事業

平成22年度 予算額 2,000千円

事業の目的

不妊で治療を受ける方の精神的、経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の助成を行う。

対象者

夫婦どちらか一方が村内在住者であり、かつ県の実施する特定不妊治療助成事業の該当者

事業内容

1. 県の助成決定後に村に申請を行う。
2. 1人につき、1年度あたり2回まで、県の助成額の1/2を助成する。

助成期間

1人につき、5年間を限度とする。

周知方法

- ・広報「とうかい」、ホームページ
- ・ちらし配布
- ・保健所等関係機関を通じて周知

不妊治療費助成の流れ

医療機関での不妊治療（顕微授精や体外受精など）

県へ助成金の申請

年間2回まで5年を限度に助成申請が可能

県からの決定通知書

1回の治療につき1.5万円を限度に、1年度あたり2回まで助成する。

〈県の助成要件〉

不妊治療のうち高額な費用のかかる顕微授精または体外受精の治療が対象で、医療機関の診断書が必要

村に申請（県の決定通知書+医療機関の領収書）

〈村の助成事業のフロー〉

審査

村から決定通知書

助成金の支払い

村の申請書に県の決定通知書の写し及び医療機関の領収書を添えて申請する。申請の機会は随時。県の助成決定後に村に申請を行う。1年度あたり2回まで県の助成額の1/2を助成する。

とうかい安全安心農産物認証事業について

1 目的

農産物認証制度については、国（有機JAS）や県（特別栽培）が実施しているが、認証にあたっての手續きが煩雑などの理由により普及が進んでいない。しかしながら、近年、消費者の安全安心な農産物に対する関心や需要が高まっていることを踏まえ、本村独自の農産物認証制度を創設することにより、生産者に農薬化学肥料の節減栽培の普及を推進すると共に、消費者には生産者の顔の見える安心な農産物を提供する。

2 概要

制度の名称をTAS（Tokai Agricultural Standards（東海村農業生産規格）の略）とし、丹精こめてひと手間を足して栽培した農産物の意味で、「ひと手間TAS農産物認証事業」のペットネームを使用する。

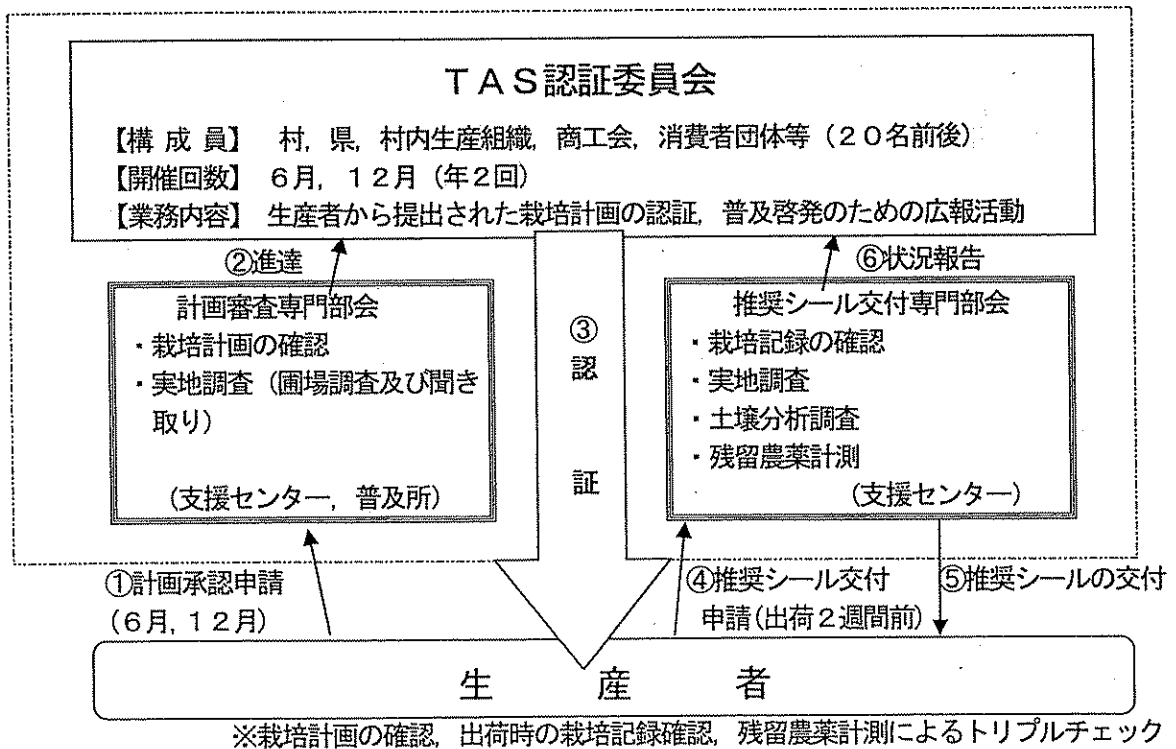
堆肥使用を基本とし、農薬や化学肥料の節減度合いに応じて3段階の格付けをする。認証の仕組みは、認証委員会で栽培計画を認証し、当該農産物の出荷時に推奨品シールを交付する。等級格付けに際しては村の鳥メジロをモチーフとして、「愛される野菜がメジロ押し」のネーミングで、節減の程度ごとにメジロ1羽、メジロ2羽、メジロ3羽とし、出荷前に審査を行ったうえで推奨品シールの交付を行う。

	農薬	化学肥料	備考
メジロ3羽	不使用	不使用	有機JAS相当
メジロ2羽	半減以下	半減以下	特別栽培相当
メジロ1羽	慣行未満	慣行未満	※慣行とは通常の栽培方法



3 事業のフロー

ひと手間TAS農産物認証事業（TAS: Tokai Agricultural Standards）



4 本制度の特徴

県内市町村で、残留農薬検査や土壌分析まで実施する、安全安心農産物認証制度を創設するのは本村が初めてである。

農業委員定数削減について

1 農業委員定数の現状

農業委員には、選挙区選出の農業委員と農業関係者団体や議会からの推薦による選任の農業委員とがあるが、選任の農業委員数については、「農業委員会に関する法律」に選任規定が明記されている（議会推薦は4名以内、農協、土地改良区は各1名以内）ことから、農業委員定数削減にあたっては、選挙区の農業委員の定数15名について効率的な運営を図るため、また、社会的環境の趨勢を踏まえて適正であるか否かを主眼に検討することとした。

2 定数削減の考え方

農業委員の選出・選任に当たっては、17地区から満遍なく委員を選出することを前提に選挙による委員を4名減とし、15名から11名に削減した。

3 現行の委員数及び行政区 17地区（21人）

行政区 区分	宿	真崎	白方	豊岡	岡	照沼	川根	押延	須和間
選挙	1	1	2	1	1	1	1	1	1
選任	1			1					

行政区 区分	船場	外宿1	外宿2	内宿1	内宿2	竹瓦	亀下	舟石川	合計
選挙		1	1		1	1	1		15
選任	1	1		1				1	6

4 改正後の委員数 17地区（17人） *平成21年第4回東海村議会にて可決

選挙による委員数 11名

選任委員数 6名

東海村緑の基本計画について

【策定の目的】

「緑の基本計画」は、緑地の保全・活用、道路や学校などの公共公益施設の緑化、民有地における緑地の保全や緑化、緑化意識の普及・啓発等、みどりの保全・活用や緑化推進を総合的・計画的に推進することを目的としています。

【みどりのまちづくりの目標水準】

- ・ 保全の目標量は、原則として現況量を保全することに努めます。
- ・ 村民の森又は保存樹木等の指定を行い、適切に管理されたみどり、多様な生き物が生息・生育できるみどり、村民が満足できるみどりの質的向上に努めます。



みどりの将来都市像

『共にみどりを守り、活かし、育て、伝える』

- ① いのちを大切にした安全と快適の溢れるまち
- ② みどり豊かで魅力とやすらぎの漂うまち
- ③ 自然と共生した潤いと癒しのあるまち
- ④ 最先端科学と伝統文化を包み込む村民・事業者・行政が協働により光輝くまち

【みどりのまちづくりの課題と基本施策】

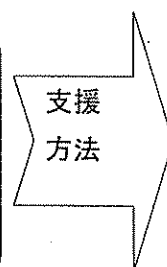
施策の方向性	課 題	内 容
みどりの保全と活用	①河川や溜池などの水辺の保全	・下水道整備の促進 等
	②臨海部の緑地の保全	・事業主体との協働した保全体制の整備等
	③斜面緑地、平地林、谷津田の保全	・村民の森、保存樹木等の指定 等
	④歴史的文化的拠点に付随するみどり環境の保全	・村民の森、保存樹木等の指定 等
	⑤みどり豊かな屋敷林等のある集落地の保全	・村民の森、保存樹木等の指定 等
身近なみどりの整備と推進	①都市公園の整備	・市街化区域内における身近な都市公園の設置、整備 等
	②公共緑地や民間施設緑地の活用と創出	・役場庁舎や文化・コミュニティ施設などの緑化の促進 等
	③人とみどりの交流の場の創出	・各地区のみどりの活動や公園整備の促進 等
	④みどりのルートの形成	・水とみどりを結ぶ道を活かしたウォーキングコース、サイクリングコースの設置検討 等
	⑤市街地の緑化	・生垣設置補助事業や緑化木配布事業を活用したみどりの景観づくり 等
みどりのまちづくりを支えるしくみ	①普及・啓発	・情報交換や研修などが行なえる交流拠点づくり 等
	②体制づくり	・行政内・外における弾力的で効率的な組織の整備の検討 等
	③ルール確立・推進	・緑の街の指定に関する協定の推進 等

【保全配慮地区の設定】

本村において、地域活動により緑地の保全が図られている地区や保全を必要としている地区があります。それらの活動及び保全を促進するために、下記の指標に基づき保全配慮地区を設定します。

【保全配慮地区の指標】

- ① 地域の保全活動等が継続的かつ効果的に行われている地区
- ② 都市環境を守るために、緑地の保全を図る必要がある地区
- ③ 動植物の生息地または生育地として適正に保全する必要がある地区
- ④ 地域の歴史、風俗習慣等の文化的関わりを持つ地区



- ・用地の取得
- ・村民の森等の指定
- ・活動団体への支援など

「東海村教育指導員」の導入について

- 1 事業名 「東海村教育指導員」事業
- 2 実施主体 教育委員会指導室, 学校教育課
- 3 事業予定期間 平成22年度から
- 4 対象者 東海村任期付村費教職員及び村採用スタディ・サポーター
- 5 事業費(概算)

平成22年度	2,585千円(報酬1人分2,160千円, 社会保険料負担金275千円, 雇用保険料34千円, 交通費96千円, 出張旅費20千円: 勤務は1日7時間勤務の週4日間28時間勤務)
平成23年度	2,585千円(H22年度に同じ)
平成24年度	5,170千円(報酬2,160千円/人×2名, 社会保険料負担金275千円/人×2名, 雇用保険料34千円/人×2名, 交通費96千円/人×2名, 出張旅費20千円/人×2名)
平成25年度	5,170千円(H24年度に同じ)
平成26年度	5,170千円(H24年度に同じ)

6 現状と課題

【現状】

- 1 平成22年4月から「少人数学級編成」を全学校対象に実施を予定している。
- 2 新規採用教員に対しての研修の実施は、任命権者の責務となっている。(教育公務員特例法第23条第1項)
- 3 村が新規採用を予定している教員への指導・研修の体制が未整備である。
- 4 初任者の研修時間は、校内研修で1週10時間以上、年間300時間以上が求められている。
- 5 村で採用しているスタディ・サポーターは、指導室の指導主事により年間に数時間程度の指導を受けているのみである。
- 6 対象となる小学校は現時点(H21.10.1現在)では、白方小学校と舟石川小学校、中丸小学校の3校である。

【課題】

- 1 東海村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年9月26日条例第42号)の改正が必要
- 2 初任者研修・指導計画書の作成が必要
- 3 定年等で教員を退職し教員の経験がある指導力の高い者の確保が求められる
- 4 研修・指導に必要な支援体制の整備

【効果】

- 1 村採用の任期付教職員及び非常勤職員(スタディ・サポーター)のための指導体制が確立できる。
- 2 法(教育公務員特例法第23条)に義務付けられた研修の実施
- 3 村採用教員(スタディ・サポーターを含む)のスキルアップに繋がる。
- 4 県派遣の指導主事と現場教員の中間的役割を担うことができる。
- 5 新規採用教員に対して初任者の不安が解消できる。(指導の悩み等の相談に現場で即対応が可能となる)
- 6 指導員の配置により新規職員の指導力習得のため学校活動に即した組織的・計画的な研修が可能となる。
- 7 学校において児童と向き合う時間を確保するため配置校での研修が可能となる。(定常的な教員指導の確保)
- 8 初任者に対して教員としての責務の重要性や使命感等を十分に指導・助言ができる。
- 9 初任者の授業を参観し、実践を通して学習指導のあり方を指導・助言できる。
- 10 初任者に対する学校安全の協力体制を整えることができる。

○教育公務員特例法・・・第23条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等(政令で指定する者を除く。)に対して、その採用の日から1年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)を実施しなければならない。(初任者研修)
○校内研修・・・時間数 週10時間以上、年間300時間以上(文部科学省HPより抜粋)

(お知らせ)

平成 22 年東海村消防出初式について

平成 22 年の年頭にあたり、東海村消防の人員・装備を披露し、村民に対する防火・防災意識の啓発と消防職員及び消防団員の士気高揚を図り、併せて、防火防災関係者・村民一体となった安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的に、新春恒例の消防出初式を下記のとおり挙行します。

記

日 時 平成 22 年 1 月 10 日 (日) 午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分頃

場 所 東海文化センター及びその周辺

その他 ・出初式では、式典のほか、幼年消防クラブの演技、消防車両・職員・団員・防火防災関係者による行進等を行います。

・荒天時は、午前 9 時 30 分から東海文化センターにおいて、式典のみを実施いたします。

(お知らせ)

平成22年東海村成人の集い開催について

「 みち ^{みち} ~僕らの道は未知であり途中である~ 」

成人者が一堂に会して、お互いに大人として尊重しあう心と責任ある行動を誓い合う機会を提供します。

新成人者で構成する「成人の集い実行委員会」を組織し、企画及び運営を行います。

記

日 時 平成22年1月9日(土) 午前10時開会

会 場 東海文化センター

問い合わせ 東海村教育委員会社会教育課 生涯学習担当

(電話029-287-0851)

※ 成人者 312名(男174名・女138名)

※ 実行委員数 8名(東海中卒業…男2女2 東海南中卒業…男2女2)

(お知らせ)

第37回東海村新春マラソン大会について

本村のスポーツの振興と村民の健康増進を目的として毎年開催されている「東海村新春マラソン大会」が以下のとおり開催されます。

本大会より「家族の部(1km)」が新設され、親子そろって走ることができるようになりました。

- 1 開催期日 平成22年1月11日(月・祝) 雨天決行
午前9時から午後1時頃まで
〔受付 午前8時から午前9時〕
〔開会式 午前9時から〕
- 2 開催場所 笠松運動公園陸上競技場及びその周辺道路
- 3 大会内容 10kmの部(1時間30分以内で走れる高校生以上の方)
3kmの部(中学生)
2kmの部(小学4年生から6年生)
1kmの部(小学1年生から3年生)
家族の部(村内在住の小学1年生～3年生または保育所(園)・幼稚園児(ただし、平成22年4月から小学校に入学する保育園児・幼稚園児に限る。)とその親または祖父母の2人1組。距離は1km。)
- 4 参加申込者数 2,033名(※参加申込は締め切りました。)
- 5 問い合わせ 東海村新春マラソン大会実行委員会事務局(総合体育館内)
☎029-283-0673
東海村教育委員会 社会教育課 文化・スポーツ振興担当
☎029-282-1711(代表)

平成21年第4回東海村議会定例会提出議案一覧表

会期 11月30日(月)から12月15日(火)まで

番 号	提 出 議 案 名	提 出 課 名
議案第74号	社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律に準じる関係条例の整理に関する条例	総務課
議案第75号	東海村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	人事課
議案第76号	東海村公共施設維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例	財務課
議案第77号	東海村立中丸小学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例	学校教育課
議案第78号	東海村東海駅コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	社会教育課
議案第79号	東海村総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	介護福祉課
議案第80号	東海村農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正する条例	経済課
議案第81号	指定管理者の指定について(白方学童クラブ)	社会福祉課
議案第82号	村道路線の変更について	道路整備課
議案第83号	平成21年度東海村一般会計補正予算(第4号)	財務課
議案第84号	平成21年度東海村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	財務課
議案第85号	平成21年度東海村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	財務課
議案第86号	平成21年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	財務課
議案第87号	平成21年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	財務課
議案第88号	平成21年度水戸・勝田都市計画事業東海村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	財務課
議案第89号	東海村立学校等設置条例の一部を改正する条例	学校教育課
同意第2号	東海村固定資産評価審査委員会委員の選任について	税務課
同意第3号	東海村教育委員会委員の任命について	学校教育課